

( 仮 訳 )

THE COMMITTEE OF EUROPEAN SECURITIES REGULATORS

執行決定に関する EECS\*のデータベースからの抜粋 ( )

( 2009年12月公表 )

\*(European Enforcers Co-ordination Sessions の略)

## 目 次

EECS/1209-01	金融債務の再構築.....	3
EECS/1209-02	貸付金の分類.....	5
EECS/1209-03	金融商品の表示.....	7
EECS/1209-04	現金及び現金同等物の分類.....	8
EECS/1209-05	収益認識.....	9
EECS/1209-06	カスタマー・ロイヤルティ・プログラム.....	11
EECS/1209-07	セグメント報告.....	13
EECS/1209-08	引当金及び偶発負債.....	14
EECS/1209-09	誤謬の訂正.....	16
EECS/1209-10	半期連結キャッシュ・フロー計算書.....	17
EECS/1209-11	関連当事者の開示.....	18
EECS/1209-12	企業結合における暫定的な取得価額の配分.....	20
EECS/1209-13	企業結合における取得価額の配分.....	21
EECS/1209-14	共通支配下における企業結合.....	23
EECS/1209-15	企業結合における取得企業の識別.....	25
EECS/1209-16	企業結合における取得企業の識別.....	28
EECS/1209-17	貸付金の減損の集団的な評価.....	31

(注) 本抜粋で参照されている IFRS は、財務諸表作成時に適用された IFRS に基づいており、翻訳時点(2010年)では、すでにそれらの基準の多くが改訂されている。本文書を参照する際には、現在適用されている IFRS とは内容が異なっている場合があることに留意が必要である。

番号：EECS/1209-01 金融債務の再構築  
事業年度：2008 年 9 月 30 日/年次財務諸表  
論点の分野：金融債務の再構築  
関連する基準書：IAS 第 39 号  
執行決定日：2009 年 3 月 2 日

#### 発行者の会計処理についての記述

2005 年 2 月、発行者は包括的な金融債務の再構築を開始した。当該再構築には、発行者による元本調達にかかる合意の修正、とりわけいくつかの長期借入金の条件変更が含まれていた。この再構築を行うことにより、発行者グループにとっては、新たな資金の源泉がもたらされることや、現金支払債務の削減又は繰り延べ、投資と開発の柔軟性の確保といった効果がある。

借入金の再構築は、主に、元本返済の繰り延べ(3 年又は 5 年間)と発行者の債務のある部分についての実効金利の引き上げ(再構築前は EURIBOR + 0.84%であったのを、EURIBOR + 3%に)である。交渉日(2005 年 2 月 28 日)現在、交渉の対象となった債務は長期金融負債の 25%に当たる 482 百万ユーロであった。

これらの条件変更を、発行者は「現存する金融負債の条件の大幅な変更」と考え、IAS 第 39 号第 40 項に従って、従前の債務の消滅と、新たな金融債務の認識として会計処理した。

発行者は、消滅した当初の債務の簿価と新たな債務の公正価値との差額を純損益に認識した。これによって、69 百万ユーロの利益が生じた。発行者はまた、発行及び再交渉のためにかかった費用 970 万ユーロも純損益に認識した。発行者は貸借対照表において、新たな債務を公正価値で認識した。

当初認識後、発行者は新たな債務を、実効金利法を用いて償却原価により測定した。

#### 執行決定

発行者は、IAS 第 39 号に従って適用された会計処理を受け入れた。

#### 執行決定の根拠

IAS 第 39 号第 40 項は、現在の借手と貸手との間での、著しく異なる条件による負債性商品の交換は、従前の金融負債の消滅と新しい金融負債の認識として会計処理しなければならないと定めている。AG 第 62 項は、その目的上、新たな条件が大幅に異なるとされる

のは、新たな条件によるキャッシュ・フローの割引現在価値(受取手数料を控除後の支払手数料を含み、当初の実効金利で割り引く)が、当初の金融負債の残りのキャッシュ・フローの割引現在価値と少なくとも 10%異なる場合であるとしている。

執行者は、当初の実効金利を用いて計算された新たな条件によるキャッシュ・フローの割引現在価値が、当初の金融負債の残りのキャッシュ・フローの割引現在価値と本当に 10%以上異なっていたということに満足した。これを基礎に、執行者は、債務の新しい条件は当初の条件とは著しく異なるものであり、IAS 第 39 号第 40 項が適用できると結論を下した。

AG 第 62 項はまた、負債性商品の交換が負債の消滅として会計処理される場合には、発生した費用又は手数料は、すべて消滅による損益の一部として認識されると述べている。従って執行者は、再構築にあたって発生した 970 万ユーロの費用及び手数料は、損益の一部として認識されなければならないということに同意した。

番号：EECS/1209-02 貸付金の分類

事業年度：2008 年 12 月 31 日/中間財務諸表

論点の分野：貸付金の分類

関連する基準書：IAS 第 1 号

執行決定日：2009 年 4 月 23 日

#### 発行者の会計処理についての記述

2008 年 11 月、発行者は 1 億ドルの社債に係る利払い債務を履行しなかった。借入の合意では、そのような不履行があると、発生した利息や費用を含む、借入金全額を直ちに返済する債務が生じると取り決められている。しかしながら社債権者は、2008 年 12 月 19 日まで利息の支払いを延期するという猶予を発行者に対して与えた。発行者は 12 月 17 日に社債権者向けの集会を開き、さらに 2009 年 2 月 5 日まで利払いを猶予してほしいという要請を行った。1 月 6 日に行われた集会において、利払い期限の延長が認められた。

発行者は、社債権者が発行者に対して猶予を与え、返済を求めているため、貸借対照表日現在債務不履行とはなっていないということを根拠として、12 月 31 日現在の貸借対照表（2 月 26 日に公表された）において、当該借入金を長期債務として分類した。

#### 執行決定

執行者は、発行者が IAS 第 1 号第 65 項及び第 66 項が要求しているように、貸借対照表日後少なくとも 12 カ月間その決済を繰り延べられる無条件の権利を発行者が有しているわけではないため、当該借入金は流動項目として分類されなければならないと考えた。

#### 根拠

IAS 第 1 号第 60 項 d によれば、負債が貸借対照表日後 12 カ月以内に決済される場合には、流動項目に分類されなければならない。第 65 項では、企業が貸借対照表日またはそれ以前に取り決めに基づく債務の履行を怠り、当該取り決めの効果によりその負債が要求払となる場合には、貸借対照表日後に、貸手が違反の結果として返済を要求しないことに合意したとしても、負債は流動項目として分類されることが明確化されている。さらに IAS 第 1 号第 66 項では、貸借対照表日前に支払の猶予がなされたものの、発行者に対して少なくとも貸借対照表日後 12 カ月間の支払猶予期間が与えられない場合には、負債は流動項目として分類されることが明確化されている。

執行者は、11 月における利息支払義務の不履行は、発生した利息や費用を含む、借入金全額を直ちに返済することを求めるという、社債権者からの要求に繋がる不履行を表すと考えた。貸借対照表日後に支払猶予が行われ、かつ、当該猶予はごく短期間だけ支払の

(仮 訳)

延期を認めるものにすぎなかったことから、発行者は、基準書が長期債務として分類するための条件として要求する、貸借対照表日後少なくとも 12 カ月以上の期間にわたり、支払を繰り延べる無条件の権利を有していなかった。

番号：EECS/1209-03 金融商品の表示

事業年度：2007 年 12 月 31 日/年度財務諸表

論点の分野：金融商品の表示

関連する基準書：IFRS 第 7 号

執行決定日：2008 年 10 月 16 日

#### 発行者の会計処理についての記述

発行者は金融機関であり、売却可能投資に分類される、多額の米サブプライム関連投資を有している。

発行者はその財務諸表において、売却可能投資の公正価値のうちのどれほどが、その一部または全部について、活発な市場における公表価格を参照して直接決定されたのか、又は観察可能な市場データによって裏付けられる評価技法を用いて見積られたのか、あるいは観察不能な市場データに基づいた評価技法を用いて見積られたのかを IFRS 第 7 号第 27 項が求めるように開示していた。

その後のアナリスト向けの発表において、発行者は米サブプライム関連投資にかかる同じ情報で、決算書では開示されなかった情報を表示した。発行者は、商品ごとにこの情報を開示することを要求する規定があるとは考えなかったが、IFRS 第 7 号の開示規定が要求されるものを超える情報についてもアナリストは関心があるであろうと考え、自発的に情報を提供した。

#### 執行決定

発行者は、アナリストに対して開示された米サブプライム関連投資に係る情報は、IFRS 第 7 号第 27 項(b)(c)に基づいて決算書においても表示されなければならないと考えた。

#### 執行決定の根拠

IFRS 第 7 号の目的は、利用者が企業の財政状態及び業績に対する金融商品の重要性和、企業がさらされている金融商品から生じるリスクの性質及び範囲を評価できるような開示を企業に対して求めることである。

IFRS 第 7 号第 6 項と第 27 項は、商品ごとの情報を明示的に求めているわけではないが、この事例においては、発行者の状態及び業績に対する米サブプライム関連投資の重要性を利用者が評価するため、及び IFRS 第 7 号の目的に合致するためには、詳細な情報の追加が必要という結論に達した。

番号：EECS/1209-04 現金及び現金同等物の分類

事業年度：2008 年 3 月 31 日/年度財務諸表

論点の分野：現金及び現金同等物の分類

関連する基準書：IAS 第 7 号

執行決定日：2008 年 3 月 31 日

#### 発行者の会計処理についての記述

非公開企業への投資会社であり、ベンチャー資本の提供者である発行者は、2008 年の決算書において、IAS 第 1 号第 68 項に従って、貸借対照表上 538 百万ユーロを現金及び現金同等物として表示した。会計方針では、基準の第 108 項に基づいて、現金及び現金同等物は、手元の現金、銀行にある現金及び短期の預金から構成され、現金及び現金同等物は、名目値で計上されているが、その短期という性質からして、当該簿価は概ね公正価値と等しいことが説明されている。

一方、財務諸表の注記においては、538 百万ユーロの分析として、市場性のある有価証券及びその他の商品が 456 百万ユーロ、短期銀行預金 18 百万ユーロ、現金及びその他の現金同等物が 64 百万ユーロであると開示した。注記においては、市場性のある有価証券は、直ちに実現可能な社債、CDO 及び投資ファンドのような商品に投資されたと説明されていた。

#### 執行決定

発行者は、会計方針の記述にかかわらず、発行者の貸借対照表における現金及び現金同等物を構成するものの性質は、IAS 第 7 号が定めている現金及び現金同等物の定義を満たさないと結論を下した。

#### 執行決定の根拠

IAS 第 7 号第 6 項では、現金を手許現金と要求払預金からなると定義し、現金同等物を、短期の流動性の高い投資のうち、容易に一定の金額に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わないものをいうと定義している。

発行者は、貸借対照表で表面上報告された 538 百万ユーロを構成するもののうち、一定の投資はこの定義を満たさないということに留意した。会計方針の記述にかかわらず、重要な価値の減少が純損益を通じて記録されるような一定の投資、例えば CDO のようなものが現金及び現金同等物に含まれていたということを財務諸表は示していた。また、発行者には、投資の中には、短期でもなく、かつ流動性もないものも含まれていたように見えた。

番号：EECS/1209-05 収益認識

事業年度：2007 年 12 月 31 日/年度財務諸表

論点の分野：収益認識

関連する基準書：IAS 第 18 号

執行決定日：2008 年 12 月 23 日

#### 発行者の会計処理についての記述

発行者はビジネスソリューション及び IT インフラを設計、実現及び管理する事業を行っている。

発行者は顧客及びサプライヤーの両方と契約を結んだ。サプライヤーはプログラムのバグを修正し、バグが修正済みの新しいリリース及びアップデート版を提供する。クライアントの不満及び要望は、顧客とメンテナンス契約を結んでいる発行者のサービス部門を通じて伝えられる。契約条項は、発行者による発生主義の会計処理を裏付けるものである。

2006 年までは、発行者は、標準的なソフトウェアメンテナンス契約に基づく収益(及び関連するコスト)を、顧客に対して請求した時点、すなわち契約期間の開始時点で認識していた。2007 年に発行者は、収益(及び関連するコスト)を契約期間にわたって定額法で認識することとし、当該変更を会計上の見積りの変更として表示した。

その結果、収益及び売上原価は、2007 年の第三四半期にそれぞれ 180 万ユーロと 120 万ユーロ修正され、当該年度の利益が 600,000 ユーロ減少した。

#### 執行決定

発行者は、会計処理の変更は IAS 第 8 号に従って、誤謬の訂正として表示されなければならないと考えた。なぜなら、従前適用されていた会計方針は、役務の提供を含む取引から生じる収益を、貸借対照表日における進捗度を参照して認識することを要求する IAS 第 18 号「収益」の第 20 項に従っていなかったからである。

#### 執行決定の根拠

発行者は、会計処理方法の変更が見積りの変更として処理されることに同意しなかった。IAS 第 8 号の第 5 項によれば、会計上の見積りの変更は、状況の変化や新しい情報から生じるものであり、本事例はそれに該当しない。

当該会計処理に関する発行者の説明は、次の通りであった。

2006 年 12 月中旬に、発行者は X 社を取得した。X 社は発行者と同種のメンテナンス契約から生じる収益を、契約期間にわたって定額法で認識していた。

発行者は、IAS 第 18 号第 20 項の定めに基づけるために、両方の会計方針について検討したが、アナリストからのコメントへの対応や、アドバイスに従って、発行者は X 社が採用していた会計処理を、発行者グループの会計処理として採用すると決定した。追加的な説明をすることなく、発行者は、2 つの認識方法は、実質的に 2 つの異なる会計方針を表してはいなかったという結論を下し、したがって、新たな実務の採用を会計方針の変更とは考えなかった。

発行者は当該変更を、会計上の見積りの変更として表示した。なぜなら発行者は、従前の会計処理は基準に基づけるしており、いかなる規定にも違反していないと考えたからである。

IAS 第 18 号第 20 項は、役務の提供に関する取引の成果を信頼性をもって見積ることが出来る場合には、その取引に関する収益を、報告期間末日現在の当該取引の進捗度に応じて認識することを求めている。IAS 第 18 号第 26 項は、取引の成果を信頼性をもって見積ることが出来ない場合には、収益は費用が回収可能と認められる部分についてのみ認識しなければならないと述べている。

執行者は、顧客との間のメンテナンス契約が、契約期間にわたって役務を提供するものであるとすれば、契約開始時(請求時)に収益を計上するという従前の会計方針は IAS 第 18 号に従っていないと結論を下した。契約期間にわたって収益を認識するという事後的な会計方針の変更は見積りの変更ではなく誤謬の訂正であり、したがって IAS 第 8 号に従って遡及的に修正表示されなければならない。

番号：EECS/1209-06 カスタマー・ロイヤルティ・プログラム

事業年度：2009年3月31日/年度財務諸表

論点の分野：カスタマー・ロイヤルティ・プログラム

関連する基準書：IFRIC 第13号

執行決定日：2009年8月28日

#### 発行者の会計処理についての記述

航空会社である発行者は、メンバーに対して、航空券を購入する時に「ロイヤルティ・ポイント」が付与されるカスタマー・ロイヤルティ・プログラムを運営している。メンバーは、ポイントを飛行機での旅行又は発行者若しくはプログラムに参加している他のパートナー企業（ある航空会社、クレジットカード会社、ホテルチェーン、レンタカー会社を含む）が提供するサービスと交換することが出来る。

発行者の従前の財務諸表における、これらのポイントに係る会計処理は次の通りであった。

- ・ すべてのポイントの見積値の残高は、ポイントの見積値に、すでに付与されていてかつ交換されていないポイント数を乗じて計算されていた。
- ・ ポイントの見積値は、公正価値ではなく、プログラムが定める条項及び条件を基礎とした見積であった。
- ・ すべてのポイントの見積値は、費用ではなく収益からの控除として認識され、貸借対照表上負債として認識されて、「繰延収益」と表示された。そして
- ・ これらのポイントに係る収益は、ポイントが交換されたときに認識された。

2008年3月31日までは、ポイントの価値は、3つの要素を加重平均して計算されていた。まず最初に、発行者が提供するサービスと交換されるポイントを反映した要素。この部分の価値は、旅客輸送コスト（例えばケータリング、チケット発券費用他）の増分を割引計算したものを基礎としていた。第二に、パートナー企業が提供するサービスと交換されるポイントを反映した要素。この部分の価値は、当該プログラムの発行者のパートナー企業からの請求額を基礎としていた。最後に、ポイントの交換がされずに、価値が全く帰属させられなかった要素を反映した部分である。

各々の構成要素の加重平均は、ポイントが実際にどのように交換されたのかについての発行者の過去のデータを基礎としていた。

発行者は、2008年4月1日現在、IFRIC 第13号を適用することを選択した。発行者に

とっての主要なインパクトは、ポイントを公正価値で測定しなければならないということであった。

発行者は 3 つの構成要素を維持したが、発行者が提供するサービスと交換される構成要素の測定方法を公正価値に変更し、当該公正価値は発行者の「平均」運賃とした。燃料にかかる追加的なコストは、顧客が通常追加料金として負担するため除外された。

#### 執行決定

執行者は、発行者が適用した会計処理は、とりわけポイントが公正価値で計上されるとする IFRIC 第 13 号の規定に従ったものであると考えた。

#### 執行決定の根拠

IFRIC 第 13 号は、2009 年 1 月 1 日以後開始する事業年度から有効であるが、早期適用も認められている。

IFRIC 第 13 号の第 6 項は、特典クレジットに配分される対価は、その公正価値、すなわち特典クレジットが独立して販売され得る金額を参照して測定することを要求している。AG 第 2 項では、ポイントの公正価値は、顧客が交換しないと見込まれる特典クレジットの比率を考慮して減額されることが明記されている。

番号：EECS/1209-07 セグメント報告  
事業年度：2008 年 6 月 30 日/年度財務諸表  
論点の分野：セグメント報告  
関連する基準書：IFRS 第 8 号  
執行決定日：2008 年 9 月 25 日

#### 発行者の会計処理についての記述

発行者の株式は上場されており、規制されていない市場にて取引されている。発行者は IFRS への移行の一環として、2007 年 12 月に IFRS 第 8 号「事業セグメント」を早期適用した。

決算書においては、商売上の影響が大きいということを根拠に、IFRS 第 8 号が要求している情報のうちの一部が開示されていなかった。省略された情報には、外部顧客からの収益についてのセグメント別の分析や、主要な顧客からの収益について責任を負う事業セグメント、及び主要な営業上の意思決定者に対して報告される損益の測定値といったものが含まれていた。

監査意見は、IFRS 第 8 号に準拠していないことに関する異議を根拠とした限定意見であった。

#### 執行決定

執行者は、決算書はすべての点において IFRS 第 8 号に準拠していないと考えた。

#### 執行決定の根拠

執行者が異議を唱えた時に、発行者は IFRS 第 8 号が要求する特定の開示をすることによって、競争上のポジションに影響が出かねないと主張した。

執行者は、IFRS 第 8 号には、「競争上の障害」による免除規定はないことに留意した。基準書の結論の根拠の第 44 項では、IASB は、そのような免除は、広義の IFRS 違反の手段を提供するため、適切ではないと結論を下したと説明している。

番号：EECS/1209-08 引当金及び偶発負債  
事業年度：2007 年 12 月 31 日/年度財務諸表  
論点の分野：引当金及び偶発負債  
関連する基準書：IAS 第 37 号  
執行決定日：2008 年 4 月 28 日

#### 発行者の会計処理についての記述

発行者は空港を建設し、開発と管理を行っている。

2007 年 7 月、国家委員会は航空会社数社から提出された要望に応え、手続上の規則が完全には順守されていないということを根拠に 2006 年度(2006 年 5 月から 2007 年 3 月まで)に係る発行者の空港使用料の決定を撤回した。同様の理由により、航空会社は 2007 年 4 月に委員会に対し、2007 年 4 月から 2008 年 3 月までの 2007 年度空港使用料の撤回を要求する別個の要望を提出した。

2006 年度の料金手続の規定についての 2007 年 7 月の結論を受けて、発行者は、新たな 2006 年度料金の手続を公表するとともに、委員会がまだ第 2 弾の要望に対する決定をしていないことから、予防策として、2007 年度の新料金手続を公表した。政府は 2006 年、2007 年両方の料金を承認し、これらを遡及的に適用することを認めた。そしてそれらの料金水準は、当初提案された水準と事実上同じであった。

発行者は、委員会の決定を、委員会は料金それ自体を問題視したわけではなく、むしろ当初料金が決定された手続を問題視していることを意味していると解釈した。その中でも特に、委員会は発行者に対し、当初の料金表に基づいて収受したいかなる金額についても払い戻しを要求しなかった。

しかしながら、航空会社は、国家委員会による決定を考慮すると、支払いは正当化されないと考えたため、2006 年と 2007 年に支払った額の一部分の払い戻しを求める請願を、2008 年 1 月、商業裁判所に申し立てた。請求対象額は、2007 年度の財務諸表公表時点において、3MU 未満(総資産の 0.04%)であった。2008 年度中に、国家委員会は航空会社の請求を退けた。

執行者は、発行者が 2007 年度の財務諸表で本件に関する引当金を計上せず、IAS 第 37 号第 14 項及び第 28 項が定める偶発負債を認識する条件が満たされていないことを理由に、発行者が偶発負債の存在についても全く言及しなかったことに留意した。

#### 執行決定

執行者は発行者の会計処理、すなわち引当金の計上は不要で、かつ開示が必要な偶発負債も存在しないとする取扱いを受け入れた。

#### 執行決定の根拠

執行者は、IAS 第 37 号が定めている引当金の認識に関する条件(第 14 項)及び偶発負債の報告に関連する条件(第 28 項及び第 86 項)を慎重に検討した。

財務諸表の公表時には、発行者が料金の全額または一部を払い戻さなければならないとする国家委員会における意思決定がなされていなかったため、引当金の認識を裏付けるために要求される、過去の事象に起因する現在の債務は存在していなかった。

政府が 2006 年及び 2007 年両方の料金を承認したため、第 14 項 b で言及されているように、資源の流出が求められる可能性が高くはなかった。従って、発行者が料金の全額又は一部分を払い戻すことによって支払うかもしれない額についての信頼性をもった見積りが出来ない状態であった(第 14 項 c)。

同様の理由により、発行者及び執行者は、発行者にとって、資源が流出する可能性はあったとしても非常に低いため、偶発負債を開示する要因は生じていないと考えた(第 28 項)。

番号：EECS/1209-09 誤謬の訂正  
事業年度：2007 年 12 月 31 日/年度財務諸表  
論点の分野：誤謬の訂正  
関連する基準書：IAS 第 8 号  
執行決定日：2009 年 2 月 2 日

#### 発行者の会計処理についての記述

発行者の 2006 年の年次決算書のレビューに基づき、執行者は、連結キャッシュ・フロー計算書はすべての重要な点において、IAS 第 7 号に準拠していないと結論を下した。発行者は、2007 年 11 月にその旨を発表した。

2007 年度の決算書において、発行者は修正した 2006 年度の連結キャッシュ・フローの数値を、2007 年度の連結キャッシュ・フロー計算書における比較情報として表示した。しかしながら、2007 年度の決算書では、2007 年度のキャッシュ・フロー計算書に付随する比較情報が修正されたものであることについての言及がなされていなかった。

#### 執行決定

執行者は、比較情報の変更は重要な誤謬に該当し、したがって IAS 第 8 号第 42 項に従って訂正されなければならない、過年度の誤謬の性質に関する開示を含む、関連する開示によって裏付けられなければならないと結論を下した。

#### 根拠

執行者は、2006 年度のキャッシュ・フロー計算書の訂正は、2007 年 11 月の市場への発表により、適切に市場関係者に伝わっているため、2007 年度の決算書においては追加的な開示は必要ないという発行者の主張を受け入れなかった。

IAS 第 1 号の第 14 項及び第 15 項では、実質的にすべての状況において、適用可能な IFRS に準拠することによって、適正な表示は達成されると述べられている。関連する情報は既に市場に伝えられていたとしても、それによって発行者が年次決算書を作成するにあたって IFRS 基準書を適用する義務から解放されるわけではない。プレス発表をもって、一組の年次財務諸表の中で開示を求められ、監査される情報の代わりとすることはできない。

番号：EECS/1209-10 半期連結キャッシュ・フロー計算書

事業年度：2008 年 4 月 30 日/中間財務諸表

論点の分野：半期連結キャッシュ・フロー計算書

関連する基準書：IAS 第 34 号

執行決定日：2009 年 6 月 19 日

#### 発行者の会計処理についての記述

発行者の半期連結要約キャッシュ・フロー計算書では、過年度の年次キャッシュ・フロー計算書には含まれているすべての見出し及び小計が含まれていなかった。特に、「営業活動から生じたキャッシュ・フロー」と「営業資産及び負債の変動」という見出しが、それらを構成する要素とともに省略されていた。しかしながら、「営業活動から生じた純キャッシュ・フロー」の小計は含まれていた。さらに、これらの見出しがないため、営業活動から生じるキャッシュ・フローを構成する要素の性質又は金額について説明する注記もされていなかった。

#### 執行決定

執行者は、企業集団の要約キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動から生じたキャッシュ・フロー」と「営業資産及び負債の変動」の見出し及び小計が省略されたことから、発行者が IAS 第 34 号第 10 項に準拠しなかったと結論を下した。

#### 執行決定の根拠

IAS 第 7 号第 10 項では、「キャッシュ・フロー計算書は、営業、投資及び財務の諸活動に区分して、期中のキャッシュ・フローを報告しなければならない」と定めている。発行者のキャッシュ・フロー計算書は「要約キャッシュ・フロー計算書」という表題になっており、営業、投資、財務活動に係る小計が含まれていることから、発行者は IAS 第 7 号が定める最低限の規定を満たしていると主張した。

執行者は、IAS 第 7 号の最小限の規定が適用されなければならないとはいえ、IAS 第 34 号が「要約キャッシュ・フロー計算書」が何から構成されるのかを定義していないため、要約キャッシュ・フロー計算書は完全なキャッシュ・フロー計算書に比べると情報量が少ないこともありうるという主張を検討した。

しかしながら IAS 第 34 号第 10 項は、要約財務諸表は、少なくとも、直近の年次財務諸表中に掲記された各々の見出し及び小計を含んでいなければならないことを求めていることから、執行者は、発行者はこの点において基準に準拠していないと結論を下した。

番号：EECS/1209-11 関連当事者の開示

事業年度：2007 年 12 月 31 日/年度財務諸表

論点の分野：関連当事者の開示

関連する基準書：IAS 第 24 号

執行決定日：2008 年 8 月 19 日

#### 発行者の会計処理についての記述

発行者は、経営委員会と監視委員会からなる、2 階層構造の役員会を有している。

親会社の決算書及び取締役による報告からは、発行者は役員会の構成員に対して、次のような報酬体系を用意しているようである。

- ・ 年次の基礎報酬
- ・ 変動する年次の報酬(ボーナス)
- ・ ストックオプション

連結決算書の関連当事者との取引の開示において、発行者は取締役及び業務執行権のない取締役に対して支払われた報酬総額をそれぞれ開示し、それら 2 グループの合計も開示した。報酬総額の内訳情報は提供されなかった。

経営委員会は、業務執行権がある取締役と、業務執行権がない取締役とから構成されている。しかしながら、監視委員会の取締役に対する報酬は、経営幹部に係る開示には含まれていなかった。

#### 執行決定

執行者は、経営幹部に係る開示から監視委員会の構成員に対する報酬が除かれているのは、経営幹部を「企業の活動を直接、間接に計画し、指示を行い、そして支配する権限及び責任を有する者（企業の取締役（業務執行権がある者もそれ以外の者も）を含む）」と定義している IAS 第 24 号第 9 項の規定に準拠していないと考えた。

執行者はまた、発行者は、経営幹部の報酬をカテゴリー別に分析することを求めている基準書の第 16 項にも準拠していなかったと結論を下した。

#### 根拠

監視委員会及び経営委員会のメンバーのうちの何人かは、特定の EU の国籍を有している。発行者は、その地域においては、個人に紐付けすることが可能な報酬に関する情報を

提供することは認められないと考えた。その結果、発行者は年次の決算書において、財務諸表の利用者が報酬に関する情報を特定の個人に紐付けするのを防ぐために、あいまいな方法により情報を提供したと説明した。執行者はこの説明を受け入れなかった。

IAS 第 24 号の第 16 項は、企業は経営幹部の報酬の合計及び次の項目に当てはまる各々について開示しなければならないと述べている。

- (a) 短期従業員給付
- (b) 退職後給付
- (c) その他の長期給付
- (d) 解雇給付
- (e) 株式報酬

基準書が記述しているような報酬総額のカテゴリー別の分析を行っていないため、経営幹部に係る開示は、IAS 第 24 号の規定に準拠していなかった。

番号：EECS/1209-12 企業結合における暫定的な取得価額の配分

事業年度：2008 年 12 月 31 日/中間財務諸表

論点の分野：企業結合における暫定的な取得価額の配分

関連する基準書：IFRS 第 3 号

執行決定日：2008 年 12 月 15 日

#### 発行者の会計処理についての記述

発行者は、電気とガスの代替物を提供する企業で、規制されていない市場で株式が取引されている。2007 年 6 月に発行者は風力エネルギープロジェクトを開発する企業を取得した。2007 年 12 月 31 日現在、取得価額の配分は完全には終わっておらず、発行者は暫定的に 12 百万 MU ののれんを計上した。取得価額の配分がなぜ暫定的なものなのかという点や、取得原価の配分を完了させるために求められる情報の性質についての説明は注記において行われなかった。

2008 年の上半期中、発行者は被取得企業の識別可能資産及び負債の公正価値、とりわけ社内発生無形資産の公正価値の計算を完了させた。その結果、2008 年 6 月 30 日に終了する中間財務諸表においては、修正を行った結果負ののれんが計上され、損益計算書において 7 百万 MU の利得を計上した。

中間報告書の公表後しばらくしてから、発行者は、間違いを犯し、負ののれんである 7 百万 MU は 2008 年度に利得として認識してはならず、IFRS 第 3 号第 62 項に従って、取得日（2007 年 6 月）に遡及して記録されなければならないことを認識した。

#### 執行決定

発行者は、誤謬が存在し、それは修正されなければならないとする発行者に同意した。

#### 執行決定の根拠

IFRS 第 3 号第 62 項では、企業結合の場合、「取得企業は、当初の会計処理が完了した結果として生じたそれらの暫定的な価値の修正を、取得日から 12 カ月以内及び取得日からすべて認識しなければならない」とされている。その結果、7 百万 MU の負ののれんは、2008 年上半期に利得として記録されてはならず、取得の時点、すなわち 2007 年 6 月に遡及して修正されなければならない。

番号：EECS/1209-13 企業結合における取得価額の配分

事業年度：2006 年 12 月 31 日/年度財務諸表

論点の分野：企業結合における取得価額の配分

関連する基準書：IFRS 第 3 号

執行決定日：2009 年 1 月 13 日

#### 発行者の会計処理についての記述

発行者は近年、国際的な石油関連業務を営む企業を数社取得し、それによって 2007 年 6 月 30 日現在、11 億 MU を超えるのれんを計上していた。当該のれんは発行者の総資産のおよそ 36% を占めていた。取得した企業の中で固定資産を多く有する企業はなかった。発行者は、取得は人的資本を獲得するため、及びシナジーと抱き合わせ販売の機会を得るために行ったと述べた。

A 社は 2006 年 6 月 1 日に 152.7K で、B 社は 2006 年 7 月 1 日に 342.5K でそれぞれ取得された。

発行者は、企業結合の原価を取得した資産及び負債に配分する際に適用した一般的な原則及び方法論を説明した。発行者は資産の公正価値を、それらに対して支払う用意があるとした金額を基に見積った。さらに発行者は、支払おうと思った額は、事業の将来の計画の影響を受けたということを明言した。

発行者は、これらの一般的な原則が A 社と B 社の取得にどのように適用されたのかを次のように説明した。A 社は取得日時点において、有名な国内、国際企業及び旧ソ連の石油会社との契約に基づく顧客関係を有していた。同様に B 社は、国際的な石油会社との顧客関係を有していた。発行者は、これらのすべての顧客関係の公正価値をゼロと見積った。なぜなら、発行者はすでにそれらの顧客のうちの大半と、良好な関係を以前から有していたからである。

取得に対して支払われた対価のうち、それぞれ 9% と 14% がのれんから区別して認識され得るその他の無形資産に配分された。主要なものは、A 社では開発資産、B 社では顧客との契約、内部開発ソフトウェア及びデータベースであった。

#### 執行決定

執行者は、発行者による A 社と B 社の取得原価の配分は、IAS 第 38 号の第 40 項又は IFRS 第 3 号第 B16 項(g)が定義する「公正価値」に基づいていなかったと考えた。さらに執行者は、IFRS に準拠した公正価値を適用することにより、発行者が認識したものに加えて、そ

他の種類の無形資産に対しても企業結合の原価の識別と配分とが行われる結果となると結論を下した。

#### 執行決定の根拠

IFRS 第 3 号第 36 項は、取得企業は、第 37 項の認識要件を満たす被取得企業の識別可能資産、負債及び偶発負債を、取得日現在の公正価値で認識することにより、企業結合の取得原価を配分しなければならないと定めている。

活発な市場で取引されない無形資産の公正価値は、IFRS 第 3 号第 B16 項(g)に定められているように、利用可能な最善の情報を基礎として、取引の知識のある自発的な当事者間で、独立第三者間取引条件により当該資産に対して支払われたであろう金額で決定されることになる。公正価値は取得企業に固有の値ではなく、取得した事業を将来どのようにするかについての取得企業の意図を考慮したものでもない。

発行者から提供された情報に基づき、執行者は、A 社と B 社の企業結合に係る原価は、とりわけ取得日時点において発行者が持っていた価額をベースとして資産に対して配分されたのであり、従って IFRS に準拠していたのではないと結論を下した。

両社ともに識別可能な、契約に基づく、契約の点からみた顧客関係及び枠組みとなる合意を取得日現在で有していたため、IAS 第 38 号第 12 項 b に従って識別が可能であった。

個別に認識されるためには、識別可能な資産、負債及び偶発負債は IFRS 第 3 号が定める蓋然性規準及び測定信頼性規準とを充足しなければならない。企業結合で取得された無形資産については、第 33 項で説明されているように、蓋然性認識規準は常に充足されるものとみなされる。さらに、IAS 第 38 号第 35 項は、企業結合で取得された無形資産の公正価値は、通常は、のれんから区分して認識されるだけの十分な信頼性を持って測定されると述べている。

したがって執行者は、A 社と B 社との企業結合に係る原価の一部は、顧客のうちの大部分について、発行者が実は既に知っていたとしても、取得日時点において正の値があると想定して、顧客との関係に配分されなければならないと結論を下した。

さらに執行者は、顧客との関係の公正価値は、それに対して支払うという発行者の意図がないということ为基础とするのではなく、それらの顧客との従前からの関係がない、十分な知識を持った他の買い手がそれらの資産に対して支払おうとする意思を反映しなければならないと結論を下した。

番号：EECS/1209-14 共通支配下における企業結合  
事業年度：2008 年 12 月 31 日/年度財務諸表/事前承認  
論点の分野：共通支配下における企業結合  
関連する基準書：IAS 第 8 号  
執行決定日：2008 年 6 月 13 日

#### 発行者の会計処理についての記述

発行者は、大規模な製造及びサービス業の企業集団である。

#### < 第 1 段階：スピナウト >

2008 年に発行者は、子会社の一部を再編成した。発行者はある別法人（B 社）に水及び廃棄物処理事業を譲渡（「スピナウト」）することを決定した。その対価として、発行者は B 社の株式及び議決権の 100%を受け取った。

#### < 第 2 段階：分配 >

スピナウト後直ちに、発行者は分配、従って取引が認められていた B 社の株式のうち 65%を、発行者の株主に、発行者の株式保有比率に比例する形で売却した（「分配」）。

分配後、発行者はまだ B 社の 35%を有しており、その他の機関投資家の間で署名された株主間合意に基づいて、引き続き B 社を支配していた。

B 社に譲渡された会社及び事業は、IFRS 第 3 号第 3 項で定義される共通支配下にあることから、発行者は、企業結合の会計処理について基準書の適用を求められることはない。発行者は IAS 第 8 号の規定に従い、第 8 項から第 10 項に従って、結合に対して持分プーリング法を適用することを決定した。

発行者は、分配の後もまだ B 社を支配していたことから、発行者は株式の分配による影響を、純簿価で、資本を相手勘定として認識することを決定した。その結果、資本は 2008 年 6 月 30 日現在、23 億 MU 減少した（その分少数株主持分の比率が上昇した）。

#### 執行決定

執行者は、発行者が提案した会計処理を受け入れた。

#### 執行決定の根拠

共通支配下の企業結合について規定した特定の基準書がない中で、執行者は、持分プーリング法の適用は受け入れ可能と考えた。発行者が B 社を取引全体の前後を通じて支配し

ていたということを前提に、執行者は、事後的に配分された B 社の株式の 65%分を簿価で再分類することを受け入れた。

IAS 第 27 号 (2008 年改訂) 第 30 項では、「子会社に対する親会社の所有持分の変動で支配の喪失にならないものは、資本取引として会計処理する」旨が明確に述べられている。それに加えて、BC 第 41 項では、「これらの変動に係る利得又は損失は純損益に認識されず、また、そのような変動の結果として子会社の資産 ( のれんを含む ) の帳簿価額の変動は認識されないことを意味する」旨が定められている。

番号：EECS/1209-15 企業結合における取得企業の識別  
事業年度：2008 年 12 月 31 日/年度財務諸表/事前承認  
論点の分野：企業結合における取得企業の識別  
関連する基準書：IFRS 第 3 号  
執行決定日：2008 年 9 月 5 日

#### 発行者の会計処理についての記述

発行者と非上場会社である A 社は、2008 年 9 月に企業結合を行った。発行者は、およそ 1 億株の新株を発行することによって、A 社株式と議決権の 100%を取得した。購入の合意によれば、発行者が法的な取得企業である。

取引の前に、発行者の資本の構成は、次のようになっていた。

- ・ B 社 議決権の 46%
- ・ その他一般投資家 議決権の 54%

C 社が、A 社株式の 100%を保有していた。

取引の前までは、発行者と C 社との間には何のつながりもなく、A 社の公正価値は発行者の公正価値よりも著しく大きい。

取引の後、発行者の資本構成は、次のようになった。

- ・ B 社 議決権の 17%
- ・ その他一般投資家 議決権の 20%
- ・ C 社 議決権の 63%

合意の条項のもとでは：

- ・ 発行者の取締役会は、議長及び 10 名のメンバーで構成されている。そのうちの 5 名は B 社が指名し、残りの 5 名は C 社が指名している。
- ・ 議長は B 社が指名する。
- ・ 取締役会は満場一致で意思決定を行うよう努力するが、それが出来ない場合には、単純過半数をベースとする。
- ・ C 社が指名する 5 名の取締役会メンバーは、一定の重要な意思決定、特に年次予算及び予算の 20%を超える変動、監査人の指名及び解任、例外的な分配の支払、合併又は事業の取得、資産の取得又は企業グループの時価総額の 30%を超える価値への参加といったことに対する拒否権を持つ。
- ・ CEO と副 CEO は毎年発行者によって任命され、同様の経営上の責任を有し、会社のこ

とを拘束する力も同等である。そして

- ・ 2011 年 12 月 31 日まで、合意は引き続き有効である。そしてその合意は、B 社若しくは C 社が有価証券の保有を止めるか、あるいは関係するすべての当事者間での書面による合意に従って終了する。

発行者は、この取引における取得企業は発行者であると考えた。なぜなら、発行者は取締役会の過半数を任命することから、IFRS 第 3 号第 19 項 b に基づき、発行者は合意によって A 社の財務及び経営方針を左右する権限を有するからである。

#### 執行決定

執行者は、発行者の見解を支持しなかった。執行者によれば、当該取引は逆取得であり、IFRS 第 3 号第 21 項に従って、A 社が取得企業とされなければならない。

#### 執行決定の根拠

IFRS 第 3 号は、すべての企業結合について取得企業が識別されなければならないことを求めている。取得企業は、他の結合する企業の支配を獲得する企業である。取得企業をどのように決定するのかに関するガイダンスは、基準書の第 19 項から第 21 項で提供されている。

IFRS 第 3 号第 21 項は、「結合する企業のうちのどちらが、企業活動からの便益を得るために他の企業の財務及び経営方針を左右する力を有しているのかを判定するために、すべての関連する事実及び状況を検討しなければならない」と定めている。

支配は、企業活動からの便益を得るために、その企業又は事業の財務又は経営方針を左右する権限であると定義されている。一方の結合する企業は、他の結合する企業の議決権の 2 分の 1 超を取得したときに、その所有が支配を構成しないことが証明されない限り、他の結合する企業の支配を獲得したものと推定される。

A 社の従前の株主 (C 社) は、取引が行われて以来、出資金額の 63% を取得したことによって、議決権に関して支配を獲得したという強力な推定がある。

執行者は、当該事例に関するすべての特定の事実及び状況を勘案し、取得企業をどのようにして識別するのかに関する、基準書が提供するガイダンス全体を非常に注意深く検討した。

基準書の第 19 項では、一方の結合する企業が他の結合する企業の議決権の 2 分の 1 超を

取得していない場合でも、一方の結合企業が他の企業の支配を獲得しているといえるような状況について検討されている。このガイダンスの観点から、執行者は次のように結論を下した。

- ・ C社は、結合企業の議決権の過半数を所有している。
- ・ 発行者の主張にかかわらず、執行者は、発行者が、法律又は合意のいずれによっても(第19項b)、A社の財務及び経営方針を左右する権限を有しているということは明確であるとは考えなかった。
- ・ C社が任命した取締役会構成員が主要な決定についての拒否権を有しているため、取締役会の構成は、発行者(又はその従前の株主)に対して、財務及び経営方針を左右する権限を与えていない。
- ・ 理論的には、合意に従って、発行者(及びその従前の株主)が結合企業の実効取締役会又は同等の統治機関の会議における構成員の過半数を任命又は解任する権利を有している(第19項c)。B社は、取締役会メンバー10名のうちの5名を任命し、取締役会議長は発行者が任命する。しかしながら合意事項によれば、意思決定は可能な限り、満場一致で行われる。従って事実上、これらの取締役会メンバーは、結合企業の財務及び経営方針を左右する権限を有してはいない。
- ・ 理論的には、合意に従って、発行者(及びその従前の株主)は、他の企業の実効取締役会又は同等の統治機関の会議における議決権の過半数を投票する権限を有している(第19項d)。しかしながら、前記同様に合意事項によれば、意思決定は可能な限り満場一致で行われ、C社が任命した取締役会メンバーは、重要な意思決定事項について拒否権を有している。

すべての事実及び状況を勘案して、執行者は、当該取引は逆取得であり、非公開企業であるA社が、株式の上場権を獲得するために、取引を行った取得企業であると考えた。従って、企業結合はIFRS第3号第21項で記述されている逆取得に該当する。

この決定に達するにあたり、執行者は、取得企業を識別するのに資する特定の要素を、例示の形で示すIFRS第3号第20項の規準についても検討した。特に、執行者は、A社の公正価値は、発行者の公正価値よりも著しく大きく、したがってA社が取得企業に該当しそうであるということに留意した。企業結合にあたって、現金又はその他の資産のいずれもが支払われてはいないため、第20項bは該当しなかった。B社が取締役会メンバー10名のうちの5名任命したにもかかわらず、C社が任命した5名の取締役が、主要な意思決定に関しての拒否権を有しているため、第20項cもまた、該当しない。

番号：EECS/1209-16 企業結合における取得企業の識別

事業年度：2009年12月31日/目論見書

論点の分野：企業結合における取得企業の識別

関連する基準書：IFRS 第3号

執行決定日：2009年2月10日

#### 発行者の会計処理についての記述

3名の当事者（Bグループ、投資家C及びD社）は、上場会社である発行者に関連する合意を結んだ。合意の目的は、Bグループに支配を移転することによって発行者をリファイナンスするとともに、より進歩した事業コンセプトを持つ、新たな結合企業を創設することである。

取引以前の発行者の財政状態は非常に弱く、発行者の事業のライフサイクルが終わりに近づいていることから、リファイナンスなしには、継続企業として継続することが出来ない状況であった。

非公開のグループで、様々な事業を営むBグループは、合意の前までは発行者の持分を一切所有していなかった。発行者に対する主要な投資家であるCは、発行者の持分を有しており、多額の転換社債を有していた。Cにとって、合意は受け入れ可能な価格で投資を処分できる方法を提示していた。小規模な非公開企業であるD社は、合意の前までは発行者の持分の25%を保有しており、発行者の下請け業者の1つとして事業を行っていた。合意によって、D社には、D社の発行者に対する投資の価値を増す方法が提供され、D社の主要な得意先の一つとして、事業を引き続き発行者とともに行うことが可能となった。

合意前後の発行者の株主持分は、以下のように要約される。

	Bグループ	投資家C	D社	その他の株主
結合前	0%	5%	25%	70%
結合後	63%	0%	10%	27%

合意は、お互いの結果に左右されるいくつかのフェーズから構成されており、お互いにそれぞれ非常に短い時間枠の中で実行された。

第1フェーズにおいて、Bグループはある機関投資家から11%の株式を購入するとともに、C、D（株主総会においてBグループを利するように行動し、取締役会メンバー候補者やBグループによる提案を支持した）と合意を結ぶことによって、発行者に対する支配を

獲得した。

新たな取締役会メンバーが任命された後直ちに、発行者は、B グループの小規模事業 (B 社) を、包括的な合意の一環として取得した。当該取得の狙いは、B 社の現存する事業 (発行者の事業よりも著しく小さい) を統合することによって、発行者の事業コンセプトを改善することにある。取得コストは、B グループからの貸付金によって賄われた。

合意の最終フェーズにおいて、B グループは、発行者の転換社債をまず、すべて株式に転換した。C から株式を購入し、残るすべての発行者の株主に対して、彼らの株式を購入するように促すことによって、発行者の株式の過半数を取得した。転換社債の転換を除き、新株は一切発行されていない。

発行者は B 社の取得を、共通支配下の取引として会計処理しようと考えた。なぜなら、発行者が考えるところでは、B 社と発行者は B 社の取得の直前までは共通支配下にあり、取引後も一時的な支配ということは意図されていなかったからである。

#### 執行決定

発行者は、当該取引は、IFRS 第 3 号の定義の規準を満たさないため、共通支配下の取引としては会計処理されないと結論を下した。基準書の第 10 項では、共通支配下の取引を、すべての結合する企業が企業結合の前後で、最終的には同一の集団によって支配され、かつその支配が一時的ではないものと定義している。IFRIC アップデート(2006 年 3 月)は、結合企業又は事業が、結合前の期間において共通支配下にあった場合には、共通支配は一時的ではないということを確認した。

当該取引が共通支配下の取引の定義を満たさないため、合意は IFRS 第 3 号が適用される企業結合として、パーチェス法により会計処理されることになる。

#### 執行決定の根拠

包括的な合意のフェーズが単一の、又は別々の取引のどちらとして取扱われるのかは、会計処理の決定に当たって重要である。

包括的な合意は、包括的な商業上の効果を達成することを目的に設計された、いくつかのフェーズからなる一つの取引として交渉された。すなわち、発行者と B 社の事業を結合し、発行者の支配を B グループに移転するということである。合意の別々のフェーズは、それぞれそれ自体だけでは経済的に正当化されない。発行者は、B グループからの資金の調達がなければ B 社を取得できなかったであろうし、B グループはその事業のうちの 1 つ (B

社)を発行者に対する支配を獲得することなく発行者に対して売却せず、事業コンセプトを改善することも出来なかったであろう。従って執行者は、取引の各フェーズは連関しており、従って単一の取引であると結論を下した。

共通支配下の取引に関する IFRS 第 3 号の規定は、企業に対し、取引の前と後の両方において、同一の当事者によって支配されていることを求めていることから、合意はこの規準を満たしていない。なぜなら、発行者と B 社は合意の前には同一の当事者によって支配されているわけではないからである。

番号：EECS/1209-17 貸付金の減損の集団的な評価

事業年度：2007 年 12 月 31 日

論点の分野：貸付金の減損の集団的な評価

関連する基準書：IAS 第 39 号

執行決定日：2008 年 4 月 24 日

#### イントロダクション

この決定は、銀行の貸付金に対する集団的な評価について取扱ったものであり、評価の異なる側面をそれぞれ取扱ったいくつかの下位の決定から構成されている。それぞれの下位の決定は、別々に取扱われる（状況の記述、執行決定及び決定の根拠）。

a) 集団的な減損の計算は、単に格付けの低い顧客についてのもののみを基礎とする

#### 状況の記述

100,000MU を超える貸出をしている事業上の顧客に対して、銀行の集団的な減損の評価（格付けモデルを基礎としていた）は、信用の質が極めて低い顧客に対するもののみを基礎としていた。銀行によると、より格付けが高い顧客は、これらの顧客は貸付金を返済することができる可能性が高く、計算される集団的な減損に影響しないため、顧客が当初の格付けランクからより低い格付けに移された場合に考慮されていないとのことであった。

#### 決定

執行者は、銀行のアプローチのこの側面を受け入れなかった。

#### 決定の根拠

IAS 第 39 号 AG 第 85 項によると、減損を見積るための過程では、信用度の低い企業の信用リスクのみでなく、すべての信用エクスポージャーを考慮しなければならない。ある格付けから他の格付けへの下方移動は、信用の大幅な劣化を反映するもののみならず、すべて考慮されなければならない。

b) パーゼル パラメータの明示的な調整がない場合

#### 状況の記述

銀行は、パーゼルのパラメータを基礎とした格付けモデル（ $PD$ （倒産確率） $\times$  $LGD$ （回収できず損失となった部分） $\times$  $AE$ （実際のエクスポージャー） $=$  $EL$ （予想損失））を使用していた。自己資本比率規制の目的で使用されるこれらのパラメータは、銀行側は、両者の差異は、プロセスの最後における経営上の総合的な判断にあたって考慮されていると主

張したが、財務報告目的に修正されなかった。

#### 決定

執行者はその会計処理を受け入れなかった。

#### 決定の根拠

バーゼルによる予想損失の計算と、発生損失に基づくIFRSの集団的な減損の計算( IAS 第 39 号第 63 項 )との間には、多くの相違がある。バーゼルの計算における倒産確率は、12 か月間の計画対象期間を基礎としているのに対して、IFRS は、減損損失は、貸付金の残存期間、すなわち IAS 第 39 号 AG 第 92 項に従って、将来の総キャッシュ・フローを基礎とすることを求めている。バーゼルの計算における予想損失は、今後 12 カ月以内に発生が予想される損失事象も考慮した予想損失を基礎とするのに対し、IFRS は、単に発生損失事象のみを基礎とする。バーゼルの計算における、回収できず損失となった部分は、景気悪化を考慮した景気循環アプローチを基礎としているのに対して、IFRS は、AG 第 89 項に従って、ある一定時点の状況を反映するアプローチをとる。これらの違いを前提にすると、バーゼルのパラメータは、調整なしに財務報告目的に適用することはできず、経営者がプロセスの終わりにおいて判断を適用した際にこの修正を行ったという説得的な証拠はなかった。

#### c) 損失識別期間 ( LIP ) についての不十分な検討

#### 状況の記述

減損損失を計算する際の重要な要素は、LIP の評価である。この期間は、損失事象が生じてから、個別の減損として識別される時までの期間と定義される。銀行は、すべての事業上のエクスポージャーは最低でも年に 1 度は再交渉がされるため、LIP は 12 カ月を超過することはないと想定した。

#### 決定

執行者は、銀行による想定を受け入れなかった。

#### 決定の根拠

LIP の期間中に限り、損失事象は集団的な評価に影響を与える。LIP の後、減損は個別に識別される。12 カ月間という LIP の最長期間が使われる条件というのは、IAS 第 39 号 AG 第 88 項が「集団的な減損損失は、個別の資産について減損損失が識別されるまでの中間的段階である」というように、すべての損失がその時までに関々のレベルで識別された場合である。

銀行は、最低でも年に 1 回、貸付金が再交渉されているためだけで、すべての損失事象が知られているという説得的な証拠を作り出すことが出来なかった。従って銀行の想定は、AG 第 89 項が求めているように、経験によって裏付けられてはいない。執行者は、LIP は顧客の類型や損失事象の類型によって変動することが最も起こりそうであるということに気付き、この変動レベルは考慮されなければならないと結論を下した。

- d) 集団的な減損は、単に当初認識以降の予想将来キャッシュ・フローの減少のみを基礎として起こるわけではない

#### 状況の記述

評価のためにパーゼルのパラメータを使うことによって、予想将来キャッシュ・フローには予想される当初損失が含まれた。なぜなら、これらは自己資本比率の計算上、控除されないからである。

#### 決定

執行者は、この局面における銀行の減損損失の計算を受け入れなかった。

#### 決定の根拠

IAS 第 39 号第 59 項に準拠し、また、AG 第 92 項に記されているように、減損損失は当初認識後、損失事象が生じた場合にのみ生じ、そのことは、当初認識時の減損の認識はあり得ないことを示唆している。当初認識の時点ではありえなかった減損の認識を示唆するような当初予想損失を含めることによって、銀行のアプローチは、基準書が要求しているものには準拠していないことになる。

- e) モデルを基礎とする計算を組織的に覆す

#### 状況の記述

上記のモデルに基づく計算に加えて、銀行は、倒産確率を 1 とした「最大損失インターバル」も計算した。それから銀行は、インターバルとモデルに基づく結果との間の金額で認識する損失を決定したが、それは銀行自身の格付けモデルを用いて計算されたものよりも、はるかに高い水準であった。

#### 決定

執行者は、銀行によるアプローチのこの局面は、IAS 第 39 号に従っていないと結論を下した。

#### 決定の根拠

IAS 第 39 号 AG 第 89 項によれば、将来キャッシュ・フローは、過去の貸倒実績を基礎とするとともに、当該貸倒実績は、銀行が使用する格付けモデルに反映される。しかしながら、経営者の判断を適用するとともに、モデルから派生するものよりもずっと多額の損失額を決定することによって、組織的にモデルの結果を覆し、銀行は自らの貸倒実績を無視した。

f) 経営者の判断には、モデルにおいてすでに考慮された損失事象が含まれる

#### 状況の記述

経営者による判断の適用にあたり、銀行は、ここ 1 - 2 年で発生した多数の損失事象を考慮した。

#### 決定

執行者は、二重カウントにつながりかねないように見えるということを理由に、この会計処理を妥当とは考えなかった。

#### 決定の根拠

銀行は事業上の顧客を四半期ごとに格付けしていることから、ここ 1 - 2 年に生じた多くの損失事象は、すでに顧客格付けに影響を与えていると想定される。

g) グループの集団的な評価は、グループ独自の性質を基礎とするものではない

#### 状況の記述

貸付金残高が 100,000MU を下回る事業上の顧客に対しては、銀行は、追加的な一般管理費と、これらの顧客については財務の状態を十分知らないという事実を調整して、より多額の貸付金残高がある顧客について計算されたものと同じの損失率を用いていた。銀行は、より小規模な事業上の顧客は、疑いなく大企業の顧客のそれと同じの、損失事象の影響を受けると主張した。銀行は、追加的な一般管理費は、より小規模な企業を担当している要員は、より大規模な顧客を担当している要員よりも、より多くの得意先に対して責任を負っているという事実によって正当化されると主張した。

#### 決定

執行者は、銀行によるアプローチのこの局面は、IAS 第 39 号 AG 第 89 項に従っていなかったと考えた。

#### 決定の根拠

AG 第 89 項によれば、グループの将来キャッシュ・フローは、類似した信用リスク特性を有する資産の過去の貸倒実績に基づいて見積らねばならない。ただ単に、より小規模な顧客も大規模な顧客と類似した信用リスク特性を有すると想定するだけでは、銀行は AG 第 89 項に従ったとは言えない。銀行は見積を行うにあたって、小規模顧客の過去の貸倒実績を織り込まなければならない。

h) 非上場の顧客には、経験に基づいた判断のみに依拠した

#### 状況の記述

銀行は、非上場の顧客に対する貸付金の減損損失評価のモデルを有していなかった。その代わりに、銀行は、経営者の判断のみに依存していた。評価は利率の変化のみを基礎としており、すべての顧客が同じグループに属しているとされていた。

#### 決定

執行者は、会計処理のこの側面は、IAS 第 39 号に従っていないと考えた。

#### 決定の根拠

IAS 第 39 号の第 59 項、第 62 項から第 63 項、AG 第 87 項、AG 第 89 項、AG 第 91 項及び AG 第 92 項から導き出されるが、モデルは集団的な減損の評価のために用いられなければならない。経営者の判断のみでは、たとえ十分な経験を有していても不十分である。

IAS 第 39 号 AG 第 87 項によれば、顧客は、契約条件に従った要支払額の全額を支払う能力を示す信用リスク特性の類似性に基づいてグルーピングされなければならない。本事例の場合、異なる地理的な領域に多くの顧客がいることから、これらの顧客がすべて類似の信用リスク特性を有しているとはほとんど考えられない。